

平成30年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第38号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成30年3月31日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 内国法人が外国子会社合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された所得税等、地方法人税及び法人税割額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を、法人税割額から控除する。（第48条関係）

イ 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。（第52条関係）

ウ 固定資産税の課税標準の特例措置（附則第10条の2関係）

(ア) 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設について、課税標準をその価格に2分の1（現行3分の1）を乗じて得た額とする。（第1項）

(イ) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設に係る課税標準の特例措置を廃止する。（旧第3項）

(ウ) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する一定の部分及び同法に規定する指定避難施設の用に供する償却資産のうち避難の用に供する一定の償却資産について、課税標準をその価格に3分の2を乗じて得た額とする。（第7項・第10項）

(エ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する次の表の左欄に掲げる発電設備について、課税標準をその価格に同表の右欄に掲げる特例率を乗じて得た額とする。（第14項－第18項）

発電設備	特例率
特定太陽光発電設備	4分の3
特定風力発電設備	4分の3
特定水力発電設備	3分の2
特定地熱発電設備	3分の2
特定バイオマス発電設備	3分の2

エ 改修実演芸術公演施設に係る固定資産税の減額を受けようとする者は、利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、一定の事項を記載した申告書に主として実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類等を添付して町長に提出しなければならない。（附則第10条の3関係）

オ 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを平成30年度か

ら平成32年度まで3年間継続する。(附則第11条—附則第13条関係)

カ 平成30年度から平成32年度までの宅地等に対して課する固定資産税については、平均負担水準方式は採用せず、従来どおりみなし方式を採用する。(附則第12条の2関係)

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正 (第2条)

ア 国民健康保険税の減額措置に係る所得判定基準を次のとおり改定する。(第19条関係)

区分	現行	改正後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>275,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>50万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ 特例対象被保険者等に係る申告について、町長から求められた場合には、特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならないこととする。(第21条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 町民税に関する経過措置

2(1)イは、平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(3) 固定資産税に関する経過措置

2(1)エ及びオは、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(4) 国民健康保険税に関する経過措置

2(2)は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第39号

平成30年度松伏町一般会計補正予算(第1号)

1 趣旨

埼玉県と松伏町が共同で整備する産業団地に対する負担金の債務負担行為の追加に係る所要の予算措置をするもの

2 内容

事項	期間	限度額
埼玉県と松伏町が共同で整備する産業団地に対する負担金	平成30年度から平成37年度まで	埼玉県と松伏町で締結する基本協定に定める松伏町の負担額(総事業費の3%相当額)